

# しょうがい et cetera

## 障害者雇用をやわらかく考える

本連載では「障害者雇用」について、色んな視点でみなさんと一緒に考えていきたいと思えます。難しい話は専門書に譲るとして、クライアント企業さんからの「障害者雇用についてのお問い合わせ」に、少しでも役立つ情報をお届けしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 株式会社レオウィズ 代表取締役 汐中 義樹 氏

中小企業診断士、公認心理師、修士(教育学)

小学校教諭を経て、特別支援学校に着任。障害のある児童生徒への指導、若手教員の育成・学校コンサルテーションに従事。「障害者雇用」という課題を知る中で、教員の枠を超えて課題解決に貢献したい想いに至り、株式会社レオウィズを設立。現在は企業向けの障害者雇用推進のコンサルティング、指導員・相談員の方へのコンサルテーションを行う。著書に「障害のある方と共に働く」(日本橋出版、2023年)



## 第1回 「障害」とは何なのか

### ○「障害\*1」の意味

連載1回目では、「障害」という意味について一緒にみていきましょう。

「障害」という言葉は、場面によって若干使い方や意味が異なります。

身近な例ではありますが

「通信障害で、スマホが繋がらない」

「生活への不安が、海外留学の障害になっている」

などです。通信「障害」でいうと、物理的なトラブルとして「障害」が用いられていますが、海外留学への「障害」というと、情緒的な問題として用いられています。

また表記の仕方も「障害」「障がい」「障碍」と統一されていません。ちなみに「障碍」は仏教用語の「障礙(しょうげ)」に由来するもので、「悟りの障害になるもの」を意味します。先ほどの例で言うと情緒的な問題ということでしょうか。

つまり「障害」という言葉は「さわり・妨げ」というのが元来の意味のようです。

では、障害のある方の「障害」とは何なのでしょう。

生まれつき右手に麻痺があるとか、視力が著しく低く、生活に支障が生じているなど、身体の一部機能に問題を抱える状態を「身体障害」といいます。右手の麻痺や弱視は生活や仕事のさまざまな場面で困難さがあるでしょうが、「障害」の元々の意味である「さわり・妨げ」で言うと、一体「障害」はどこにあるのでしょうか。これには「個人モデル」「社会モデル」の理解が必要かもしれません。

### ○個人モデルと社会モデル

弱視の方を例に「障害」についてもう少し考えてみましょう。

「障害の個人モデル(医学モデル)」では、「弱視」という身体機能の問題が「障害」を生み出していると考えます。この考え方でいくと、「障害」の出処は障害のある方ご本人ということになります。「個人モデル(医学モデル)」では「障害」とは治療の対象となります。ただ、これでは「障害」の克服はご本人の努力や責任ということになってしまいますし、「障害」を乗り越えることは困難なものとなります。

一方で、弱視の方が生活に困難さを抱えるのは、目が見えることが前提で作られた環境や制度といった社会構造だから

らです。つまり、社会が「障害」を生み出していると考えるのが「障害の社会モデル\*2」です。この考え方でいくと、「障害」の克服は社会の責任では？と立ち止まることになります。

1点補足すると「社会モデル」は「個人モデル」を真っ向から否定するものではありません。個人の心身機能の障害と、社会構造の障壁との相互作用によって「障害」が生み出されている。であるならば、社会のどこに「障害」があるのか、今一度考えようという発想につながっているものです。

こう考えると、人間誰も「障害」と密接に関わりながら生きていくことに気付かされます。歳を重ねると視力や聴力は若い頃よりは低下するでしょうし、足腰も今よりは動かしづらくなるはずですが、「障害」について考えるのは、他人事ではなく自分事であり、「生きること」について考えることでもあるのです。

### ○知ることで景色が彩られる

「個人モデル」「社会モデル」という考え方があるように、「障害」の定義は様々ではありません。しかしあえて言うなら「障害」とは「知らないこと」なのかもしれません。普段は当たり前だと思っている事物・事象が、「知らないこと」によって知らず知らずのうちに「障害」を生み出していることがあるのです。

当たり前だと思っている景色が、ある人にとっては当たり前前ではないという考えをもつことは、決してネガティブなことではなく、普段の景色に彩りを添えてくれるはずですが。

今回は「障害とは何なのか」について考えてみました。少しでも皆さんの学びになっていると幸いです。ではまた次回お会いしましょう。

(つづく)

\*1：本連載では社会モデルに基づいてお伝えします。「しょうがい」の表記も「障害」とさせていただきます。

\*2：2006年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」、その批准に向けて日本国内で整備された「障害者基本法(2011年改正)」「障害者差別解消法(2013,2021年改正)」「障害者雇用促進法(2013,2019年改正)」においても「障害」を「社会モデル」の視点で捉えています。

(法律アドバイス：たま法律事務所 弁護士 玉真聡志氏)